

新たな公益法人制度に関する課税及び寄附金税制等についての要望書

平成 19 年 8 月 3 日

財団法人公益法人協会 理事長 太田達男

公益法人税制対策委員会 委員長 片山正夫

平成 18 年 6 月 2 日に成立した新たな非営利法人制度に関する三法も、平成 20 年 12 月 1 日までには施行される運びとなり、これに関連する税制も本年度中にその基本的な内容が決定されると伺っておりますが、弊協会としての本問題に関する要望を以下の通り申し述べます。

要望事項

1 認定公益法人に対する法人税課税上の取扱い

(1) 法人税の課税原則

新制度下において、公益認定等委員会（都道府県の場合には、これに準ずる合議制機関。以下同じ）により公益性を認定された法人については、各事業年度の所得に対する法人税及び清算所得に対する法人税を課さないとする現行公益法人の取扱い（法人税法第 7 条）を継続すること。

(2) 収益事業課税

公益認定等委員会により公益性が認定された法人が行う公益目的事業は、税法上の収益事業に該当していても、課税対象から除外すること。

(3) みなし寄附金制度

収益事業からの収益を公益目的事業に費消する場合は、全額損金算入を認めること。

(4) 利子・配当等の金融資産収益課税

公益法人が支払いを受ける利子、配当等については、源泉所得を非課税とする現行の取扱いを継続すること。

2 寄附金税制のあり方について

(1) 寄附金優遇法人の範囲

寄附金優遇の対象となる法人は、公益認定等委員会により公益性を認められた公益法人とすること。

(2) 寄附金控除

(個人による寄附)

適用下限額

個人の寄附における所得控除の適用下限額を「足切り額方式」から「ハードル方式」とすること。

年末調整制度の導入

個人が行う寄附金控除の手続きに関して、年末調整制度を導入すること。

ボランティア活動優遇税制の導入

個人が行うボランティア活動に関して、直接要した諸経費については所得控除できるよう優遇措置を導入すること。

(法人による寄附)

法人の寄附金に係る法人税法上の損金算入限度枠については、拡大する方向で検討すること。また、控除額の年度繰越（５年間）を認めること。

(3) 相続財産の寄附に係る非課税の特例措置

相続税においても、(1)の寄附金優遇法人の扱いと同様に公益性の判断をもって非課税とできるよう、制度を見直すこと。

(4) 現物寄附の場合における“みなし譲渡所得”非課税の特例措置

相続税の扱いと同じく、(1)の寄附金優遇法人の扱いと同様に公益性の判断をもって非課税とできるよう、制度を見直すこと。

3 地方税一般

(1) 地方税における寄附金税制

個人住民税に係る控除制度を、公益活動促進、地域活性化の見地から所得税（国税）並みとすること。

(2) 法人住民税

法人税との整合性に基づき、公益認定等委員会により公益性を認められた公益法人は、法人住民税均等割を原則非課税とすること。

(3) 固定資産税（都市計画税）及び不動産取得税

公益認定等委員会により公益性を認められた公益法人が本来の公益目的事業の用に供する固定資産については欧米の例に倣って非課税とすること。

4 その他

(1) 消費税（国税、地方税）

公益活動促進の見地から、我が国でも消費税の減免措置の導入を検討すること。

(2) 所得税法において非課税所得となる賞金等

公益法人が支給する賞金等に関し、より明瞭かつ簡便な手続きで非課税所得の指定が受けられるように、本指定制度を改正すること。

5 関連する事項

(1) 一般社団・財団法人への移行（公益目的支出計画）

現行の公益法人が一般社団・財団法人へ移行する場合、公益目的支出計画に基づき、「公益の目的のための支出」として支出された金額は、税務処理上は全額損金算入を認める特別の措置を講じること。

(2) 認定 N P O 法人制度

認定 N P O 法人制度についても市民の創造的で活発な社会貢献活動を促す本来の効果が十分に発揮できるよう、抜本的な見直しを行うこと。

新たな公益法人制度に関する税制の基本的考え方

今回の非営利法人制度の抜本的改革は、21 世紀の日本における市民社会発展の基盤をなす公益法人を中心に「民間が担う公共」の推進を求める、国としての基本的な方向を定めるものであります。

この新しい法制度を実質的に支える税制についても、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 58 条において、「公益法人が行う公益目的事業に係る活動が果たす役割の重要性にかんがみ、（中略）公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する所得課税に関し、所得税、法人税及び相続税並びに地方税の課税についての必要な措置その他所要の税制上の措置を講ずるものとする。」と規定するとともに、国会審議においても関連三法の施行に当たり民間の担う公益活動の促進並びに寄附文化の醸成を図る見地から適切な税制上の措置を講ずることが衆参両院における全会一致の附帯意見の一項として決議されております。

一方、政府税制調査会報告書「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的な考え方」（平成 17 年 6 月 17 日、基礎問題小委員会及び非営利法人課税ワーキング・グループ。以下「政府税調報告書」）においても、“あるべき税制の一環として、新法人制度の関連税制を再設計し、民間が担う公共を支える税制の構築を目指す”趣旨が力強く述べられております。

公益認定等委員会の判断を最大限尊重するような新しい公益法人税制の実現を強く要望いたします。

また、今回の新非営利法人制度は、法人の設立と公益性の判断を分離し、剰余金非分配の原則に基づき、準則主義により登記のみで設立できる一般非営利法人（一般社団法人・財団法人）を基盤として、その中で法に定める要件に適合したものを新公益法人として認定することが基本的な構造になっております。

従って、新公益法人税制に関する諸論点に加えて、今後公益活動を行いながら、認定要件の整備を待って新公益法人化を図る一般法人や、公益目的支出計画に基づき引き続き公益目的財産額を社会に還元しながら一般法人化の道をたどる現行の民法 34 条法人についても、その税制上のあり方につき検討する必要があります。

さらに、我が国の寄付文化の醸成という基本的な命題の実現に向けて、新公益法人に関する寄付金税制のあり方と問題点を共有する、特定非営利活動法人の『認定 NPO 法人制度』についても要望したいと考えます。

要望の理由及び背景等

1 認定公益法人に対する法人税課税上の取扱い

(1) 法人税の課税原則

新制度下において、公益認定等委員会（都道府県の場合には、これに準ずる合議制機関。以下同じ）により公益性を認定された法人については、各事業年度の所得に対する法人税及び清算所得に対する法人税を課さないとする現行公益法人の取扱い（法人税法第7条）を継続すること。

今回の新しい非営利法人制度の成立と関連する税制の基本的な方向性に基づき、新制度下において、公益認定等委員会により公益性を認定された法人については、先ず「原則非課税」という基本的なスタンスが、従来通りに堅持されることは、上記「基本的考え方」でも述べたとおり、「民間が担う公共」の推進という観点から当然と考えます。

(2) 収益事業課税

公益認定等委員会により公益性が認定された法人が行う公益目的事業は、税法上の収益事業に該当していても、課税対象から除外すること。

ア 公益法人に対する現行の収益事業課税制度は、戦後のインフレ経済の下での混乱期における一部の公益法人の実態に準拠して導入されたもので、戦後60年を経過し社会情勢が大きく変動した現在、当然ながらその存否を根本的に見直すべきであると考えます。

イ 現行の収益事業課税制度は廃止して、営利事業を行う事業体に課税をし、営利事業を行わない事業体には課税しない制度とすることが本来指向すべき内容と考えますが、仮に公益法人が行う収益事業に対して課税するという従来の考え方が残った場合においても、公益法人（特定非営利活動法人等を含む広義の公益法人）が行う本来目的の事業（公益目的事業、特定非営利活動等）に関連する収益については、課税の対象からは除外すべきです。

ウ 収益事業課税制度が導入されたのは、当時、財団法人、社団法人、宗教法人等の公益法人は膨大な数に達し、それらの法人が行う事業を逐一精査し、課税法人と非課税法人とに適性に区分することは事実上困難であり、そのため一律に収益事業から生ずる所得を取り上げ、それに対してのみ法人税を課税することとなったものと理解しています。今回、公益法人制度の抜本改革により、公益法人の認定を得るに当たっては、公益認定等委員会が個々の法人に対して公益性の審査をすることとなっております。これにより公益性が担保された法人、つまり非課税法人とするに値する法人と

それ以外の法人は明確に区別できることになりました。新公益法人制度の発足を機会に、これまでの課税対象の定義が明瞭性に欠けた収益事業課税制度に代わって、公益認定等委員会により認定された法人が行う公益目的事業は、たとえ税法上の収益事業に該当していても、課税対象から除外することを要望します。

(3) みなし寄附金制度

収益事業からの収益を公益目的事業に費消する場合は、全額損金算入を認めること。
--

公益法人が、本来の公益目的事業以外に付随的な収益事業を行うとしても、それは本来の公益目的事業の赤字補填、活動原資を捻出するために行うのであり、本来の公益目的事業に費消される限り、いわゆる“みなし寄附”は100%認められるべきであると強く主張いたします。

要は、民間による公益活動を推進し活性化するとの見地からは、本来の公益目的活動にいかに関の資金が潤沢に供給され、その活動推進のために適正に利用されるかの問題であり、収益源泉ではなくその収益の使途が一番重要なはずで。その意味では、いわゆる“みなし寄附”の100%認容を実現することが、諸般の要素を勘案した場合に最も現実的な解決策の一つと考えます。

(4) 利子・配当等の金融資産収益課税

公益法人が支払いを受ける利子、配当等については、源泉所得を非課税とする現行の取扱いを継続すること。

公益法人の金融資産収益に対して、『金銭貸付業』から生じた所得と同等であるという理由で課税すべきだという考え方は、全く論外です。そもそも、設立者が自らの財産を社会のために自発的に醸出した浄財の運用益によって公益的な活動を行うことが現行財団制度の基本的な仕組みであり、民が担う公益の実現に向けて助成活動を行っている多くの財団に対して、それでも運用益に課税するというのであれば、日本の助成型財団は立ち行かなくなり、我が国の民間助成活動は大きく後退するでしょう。

このような公益活動を支える不可欠な財源については、従来同様非課税とすべきです。

2 寄附金税制のあり方について

(1) 寄附金優遇法人の範囲

寄附金優遇の対象となる法人は、公益認定等委員会により公益性を認められた公益法人とすること。

日本の寄附金税制が国際的に極めて立ち遅れており、我が国において寄附文化の醸成のためにはまず寄附税制の改正が不可欠なことは、公益法人制度改革三法の成立過程における国会論議においても各党がこぞって取り上げ、衆参両院の附帯決議にも反映されております。現状は、民法 34 条関係法人である特定公益増進法人が僅か約 900、認定 NPO 法人が約 70 であり、残念ながら寄附をし易い税制どころか、寄附を出来るだけし難くしている税制といわざるを得ません。

今回の改正公益法人制度の基本的な骨格は、公益認定等委員会により新しい公益法人の公益性が認定される仕組みにあります。従って、このような制度の下に認定された新しい公益法人が、英米におけると同様に、法人税法上優遇措置を認められた法人は同時に寄附金優遇税制法人として取り扱われることは当然の帰結となります。

また、この寄附金優遇法人としての資格は、上記機関による事後チェック等により公益性の認定が取り消されない限り継続維持されることと考えます。

(2) 寄附金控除

(個人による寄附)

適用下限額

個人の寄附における所得控除の適用下限額を「足切り額方式」から「ハードル方式」とすること。

年末調整制度の導入

個人が行う寄附金控除の手続きに関して、年末調整制度を導入すること。

ボランティア活動優遇税制の導入

個人が行うボランティア活動に関して、直接要した諸経費については所得控除できるよう優遇措置を導入すること。

(法人による寄附)

法人の寄附金に係る法人税法上の損金算入限度枠については、拡大する方向で検討すること。また、控除額の年度繰越（5 年間）を認めること。

(個人による寄附)

欧米に比較して特に立ち遅れている個人による寄附の一層の促進を図るためには、個人所得税制における下記の施策の導入が必要と考えます。

寄附金額から適用下限額を控除する方式（足切り）ではなく、当該金額を超えれば全額を非課税とする方式（ハードル）を採用することにより、国民全般による少額寄附の促進が図られると考えます。

現在、寄附金控除は確定申告によることとされていますが、生命保険料控除のように年末調整で控除が可能となれば、一般給与所得者等による寄附の利便性が高まり、寄附文化の増進に有効であると考えます。

昨今のボランティア活動の社会的な普及にかんがみ、これら無報酬の役務提供も一種の寄附としてとらえ、直接要した諸経費（交通費、活動に要した物品、被服等の費用）に限り、金銭寄附と同様に寄附金とみなす制度の導入を提案します。

（法人による寄附）

日本における寄附文化の醸成に重要な役割を果たす法人による公益法人や公益目的事業に対する寄附についても、寄附金に係る法人税法上の損金算入枠については、これを拡大する方向で検討すべきです。また、米国の例に倣って年度の繰越（５年間）を認める必要があると考えます。

（３）相続財産の寄附に係る非課税の特例措置

相続税においても、(1)の寄附金優遇法人の扱いと同様に公益性の判断をもって非課税とできるよう、制度を見直すこと。
--

現在、一般庶民がまとまった金を社会に寄附できる機会は、遺産相続の場合などに限られているのが実情であり、特に少子高齢化が進む中で、（子供のいない）老夫婦が自分たちの死後は遺産を社会に寄附したいというような話を少なからず聞く時代です。従って、相続税法において、新公益法人は、すべて自動的に相続財産の寄附に関する寄附優遇対象法人となること、この手続きの簡素化を図ることを強く望みます。

また、このような我が国における昨今の相続事情を考慮した場合に、同時に相続財産による公益法人の新規設立が認められていないことも、現行の法制度上の重要な問題であると考えます。新制度では、法人設立と公益性の認定が切り離されており、公益法人となるには相応の時間がかかることも予想されますので、相続税の申告期限を延長するなどの措置により、別途この点を見直すよう要望いたします。

（４）現物寄附の場合における“みなし譲渡所得”非課税の特例措置

相続税の扱いと同じく、(1)の寄附金優遇法人の扱いと同様に公益性の判断をもって非課税とできるよう、制度を見直すこと。
--

企業の創業者やその一族による所有株式の現物寄附や、不動産や無体財産権などの

現物寄附は、公益法人にとって公益目的事業活動を展開する上での大きな支援財源となるので、その際のみなし譲渡所得（キャピタルゲイン）非課税の特例措置につき、上述の(3)同様に、新公益法人は、すべて寄附優遇措置の対象法人となること、手続の簡素化を強く望みます。

3 地方税一般

(1) 地方税における寄附金税制

個人住民税に係る控除制度を、公益活動促進、地域活性化の見地から所得税（国税）並みとすること。

民間公益活動は、地域に密着した活動であります。地方における寄附金税制をみると、国税の場合と比べると格差は歴然です。

現行地方税制において、法人住民税（所得割額）の場合には、国税である法人税の取り扱いと完全にリンクしているのに対して、個人住民税（所得割額）の場合には、国税である所得税の取り扱いと寄附金優遇対象法人の範囲や限度額、適用下限額などが著しく異なり、極めて限定的な扱いを受けております。例えば、対象団体は都道府県共同募金会、日本赤十字社、都道府県・市区町村に限定し、限度額については総所得金額の25%（国税40%）までとされ、特に適用下限金額は10万円（国税5千円）と極めて高額です。

このような国税と地方税上の格差の存在は、本来個人による寄附やボランティア活動が法人の場合以上に一層地域に密着したものであるはずのところ、その活性化と地域支援の見地から大きなマイナス要素であります。寄附金控除の適用下減額を足切り額方式からハードル方式とするなど、両者の整合性を確保するために国税である所得税同様な寄附税制の導入を強く求めるものであります。

(2) 法人住民税

法人税との整合性に基づき、公益認定等委員会により公益性を認められた公益法人は、法人住民税均等割を原則非課税とすること。

法人住民税は、多くの自治体では条例により税法上の収益事業を行わない場合には、申請により均等割を免除していますが、新公益法人制度においては各都道府県に国に準じた公益性認定に関する専門の合議機関が設置されることにかんがみ、法人税との整合性に基づき、公益認定等委員会により公益性を認められた公益法人は、原則非課税とすべきと考えます。

(3) 固定資産税 (都市計画税) 及び不動産取得税

公益認定等委員会により公益性を認められた公益法人が本来の公益目的事業の用に供する固定資産については欧米の例に倣って非課税とすること。

現行地方税法では、民法 34 条法人について非課税案件を個別限定的に例示していますが、前述のように新公益法人認定制度の創設に伴い、公益活動の一層の発展を推進する見地から、公益認定法人が本来の公益目的事業の用に供する固定資産については欧米の例に倣って非課税とすべきと考えます。

4 その他

(1) 消費税 (国税、地方税)

公益活動促進の見地から、我が国でも消費税の減免措置の導入を検討すること。

公益法人の消費税に関しては、財団法人の金融資産の運用益などの非課税売上や、社団法人の会費収入・入会金収入・補助金収入などの特定収入が収入に占める割合が大きく、このため公益法人が消費者の立場で消費税等を自ら負担する部分が発生します。この点英国では、チャリティ団体が行う一定の取引に対しては、付加価値税 (VAT) はゼロ税率、もしくは免税措置がとられており、当該チャリティ団体が購入した際の付加価値税について還付請求できる仕組みがあります。我が国でも公益活動促進の見地から、同様な措置の導入を検討する必要があると考えます。

(2) 所得税法において非課税所得となる賞金等

公益法人が支給する賞金等に関し、より明瞭かつ簡便な手続きで非課税所得の指定が受けられるように、本指定制度を改正すること。

所得税法上において非課税所得となる文化功労者年金、学術奨励金等の賞金については、同法第 9 条 1 項 13 号 (イ) ~ (ヘ) に列挙されており、その内 (二) 「学術若しくは芸術に関する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして国、地方公共団体又は財務大臣の指定する団体若しくは基金から交付される金品で財務大臣の指定するもの」として、現在民間による約 20 の賞金、研究奨励金 (助成金) が指定告示されているに過ぎません。一方、この指定を受けられない場合には、折角賞金等を受領した場合にも、受領者は一時所得として課税されることとなります。

21 世紀における文化国家、科学研究立国を目指す我が国としては、国による科学研究費や民間による研究助成の拡充とあいまって、このような表彰制度の一層の普及拡大こそが極めて重要であるにもかかわらず、この指定を受けるための手続きが明瞭

でなく、指定を実現することが極めて難しい現状は問題です。今後、より明瞭かつ簡便な手続きでこの指定が受けられるように、本指定制度が改正されることを望みます。

5 関連する事項

(1) 一般社団・財団法人への移行（公益目的支出計画）

現行の公益法人が一般社団・財団法人へ移行する場合、公益目的支出計画に基づき、「公益の目的のための支出」として支出された金額は、税務処理上は全額損金算入を認める特別の措置を講じること。

今回の新非営利法人制度においては、現行の民法 34 条に基づき設立された公益法人が、移行期間中に特例民法法人から通常の一般社団・財団法人に移行する道を選択した場合には、公益目的支出計画を作成して行政庁に移行の認可申請を行う必要があります。

この公益目的支出計画に基づき、整備法第 119 条 2 項第 1 号イ「公益目的事業のための支出」、ロ「公益法人認定法第 5 条第 17 号に規定する者に対する寄附」、ハ「第 45 条の認可を受けた後も継続して行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業のための支出（イに掲げるものを除く。）その他の内閣府令で定める支出」として支出された場合において、当該一般社団・財団法人の税務処理上は当然全額損金算入を認める特別の措置を講じることがを要望いたします。

もし、公益目的として支出する寄附金、奨学金、助成金について普通法人同様の損金算入限度が適用される場合、多額の税金を支払いつつ寄附等を行う事態を招来する可能性があり、たとえば寄附の場合、結果として寄附先公益法人等の受領する寄附金の総額が減少する場合があります。このような事態は一般社団・財団法人に移行する前提として、公益法人時代に蓄積された公益目的財産額を社会に還元させることにより公益の増進を図ろうとする、法の基本的な仕組みに反することになります。

(2) 認定 N P O 法人制度

認定 N P O 法人制度についても市民の創造的で活発な社会貢献活動を促す本来の効果が十分に発揮できるよう、抜本的な見直しを行うこと。

公益法人とともに 21 世紀の日本における「民間が担う公共」の中核をなすべき N P O 法人は、毎月加速度的に法人総数を伸ばす中で、現在約 32,000 法人を数え、いずれ近い将来 100,000 の大台にも達するものと思われます。このような今後の日本社会において新公益法人と並び枢要な役割を果たすべき特定非営利活動法人（N P O 法人）に対して、寄附税制上の優遇措置の対象となる認定 N P O 法人は、僅か 71 法人（平成 19 年 7 月 31 日現在）に過ぎず、現行の認定 N P O 法人制度は残念ながら認定

率 0.2%と当初の期待を裏切って事実上機能不全状態といわざるを得ません。

今回の新公益法人制度の成立と、それに伴う税制改革を機に、認定 NPO 法人制度についても市民の創造的で活発な社会貢献活動を促す本来の効果が十分に発揮できるよう、抜本的な見直しが必要と考えます。

以上

財団法人 公益法人協会

〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15

TEL 03-3945-1017

FAX 03-3945-1267